

半田市スポーツ・文化活動全国大会等出場激励金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ及び文化活動の振興を図るとともに、半田市の知名度を高めることを目的として、全国規模のスポーツ及び文化活動の大会等に出場等するものに対し、激励金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象となる大会等)

第2条 激励金の支給の対象となる大会等（以下「対象大会」という。）は、全国規模以上の大会等であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、激励金を支給しない。ただし、国、県又はそれに準ずる機関等の推薦を受けて出場する場合は、支給の対象とする。

- (1) 県大会以上の予選会、記録会、選考会等を経ずに出場する場合
- (2) 政治団体、宗教団体、特定の流派団体又はこれらに準ずる団体が主催する大会で、出場等の資格が限定される場合
- (3) 応募者の全てが出場できる場合
- (4) 交流、親睦等を図ることのみを主な目的として出場する場合
- (5) その他市長が激励金の支給を適当と認めない場合

3 第1項の規定にかかわらず、美術展、写真展、書道展その他の作品展に出展するもので、対象大会の開催地に行くことなく出展できるときは、激励金を支給しない。ただし、受賞のために開催地に行く場合は支給の対象とする。

(支給の対象となるもの)

第3条 激励金の支給の対象となるもの（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体で、対象大会に出場等が決定し、又は出場等したものとする。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学する者
- (2) 市内に活動の拠点がある団体
- (3) その他市長が特に認めるもの

2 激励金の支給は、同一対象者に対して、1年度につき1回のみとする。

3 前項の規定は、第1項第2号の団体については、対象大会の出場等登録者に対して適用する。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、次のとおりとする。

- (1) 個人 5,000円
- (2) 団体 5,000円×人数（ただし、30,000円を上限とする。）

2 前項第2号の団体における人数は、対象大会に出場等登録された人数とする。ただし、第2条第3項ただし書に規定する場合にあっては、作品の共同制作者として登録された者のうち、開催地に行く者の人数とする。

3 同一の対象大会において、個人部門及び団体部門の両方に出場等する者については、いずれか一方のみを支給の対象とする。

(支給の制限)

第5条 半田市の他の補助制度等の支給を受けた案件又は支給を受ける見込みの案件については、支給しない。

(支給申出)

- 第6条 激励金の支給を申し出ようとするもの(以下「申出者」という。)は、半田市スポーツ・文化活動全国大会等出場激励金支給申出書(様式第1)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、申出者が団体である場合は、対象大会出場登録者名簿(様式第2)を併せて提出しなければならない。
 - 3 市長は、激励金の支給に関し必要があると認めるときは、対象大会の開催要項その他の書類を提出させることができる。
 - 4 第1項の場合において、対象者が未成年の場合は、その保護者が申し出るものとする。
 - 5 第1項の場合において、対象者が団体の場合は、その団体の代表者が申し出るものとする。
 - 6 第1項の規定による申出は、対象大会に出場等する20日前までに行わなければならない。ただし、やむを得ず出場等した後に申し出る場合は、出場等した日の属する年度の末日までに行わなければならない。

(結果報告)

- 第7条 激励金の支給を受けたものは、対象大会終了後速やかに対象大会で収めた成績等の結果を市長に報告しなければならない。

(激励金の返還)

- 第8条 市長は、激励金の支給を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、既に支給した激励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 激励金の支給に係る対象大会の出場等を取り止めたとき又は取り消されたとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により、支給を受けたとき。
- (3) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が、激励金を支給することが不適切であると認めるとき。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。